平成２３年（フ）第４５８号
東京都立川市一番町４丁目66番地の７セレナハイム立川一番町510号
債務者　木田　明子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
香川県仲多度郡多度津町大字青木196番地２コーポフォレストⅡＢ101、住民票上の住所愛媛県四国中央市土居町津根2731番地５
債務者　杉尾　洋介
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午前10時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第６０号
愛知県豊橋市上野町字上原75番地
債務者　丸山　哲也
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１００号
愛知県豊橋市老津町字池上286番地１　６―102
債務者　金沢みさ子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１０２号
愛知県豊橋市柱六番町90番地の１
債務者　松葉　　孝
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２５８号
川崎市中原区新城２丁目13番14号、前住所横浜市青葉区荏田西２丁目15番地６　ハウスヤマセン207号
債務者　赤津樹里奈（旧姓茂串）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４５１号
東京都板橋区前野町４丁目31－５－105
債務者　長内　未来
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５２２号
東京都昭島市緑町４－３－18－Ａ－102　小出節子方、住民票上の住所東京都昭島市松原町３丁目４－８－102
債務者　菅谷　和美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５６１号
東京都北区滝野川６丁目10―10―402
債務者　米川　敏子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５７６号
東京都練馬区石神井台８―20―19―206、住民票上の住所東京都西東京市柳沢３丁目４―10―708
債務者　佐藤　有子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６２８号
東京都板橋区大谷口上町24―７―103
債務者　飯塚　祐介
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６３２号
東京都青梅市新町９丁目2016―10―119
債務者　田中　朋文
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２６号
横浜市港南区野庭町711番地14　大渕方
債務者　水上有佳子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５号
石川県小松市八幡庚119番地２　プレジデントＨａｓｕｉ103号室、従前の住所石川県能美市下ノ江町イ４番地　メゾンボヌール・103号
債務者　松本　　正
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後３時
金沢地方裁判所小松支部